

## ZY13-18 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル**：将来の二重債務問題をいかに回避するか－リスクエクスチェンジ市場の創設にむけて－

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名**：大垣尚司

**所属**：立命館大学大学院法学研究科、金融・法・税務研究センター（教授・センター長）

### 論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

阪神淡路大震災に引き続き、東日本大震災においてもいわゆる二重債務問題に悩む被災者が数多く発生した。

経済学的にみると二重債務問題には、資源配分にかかる第一種の過誤（貸されるべき借り手に資金が供給されないという非効率性の問題）と、第二種の過誤（貸されるべきでない借り手に資金が供給されてしまうという非効率性の問題）という2つの弊害があると指摘されている。

二重債務に対する事前の備えとしては、地震保険に加入しておき、保険金を債務の返済にあてることが考えられる。しかし、保険金を既存債務の返済に充てれば再起・再建のために必要な資金の全額を新たな借入れに頼らねばならず、保険金額が債務残高に満たないと債務超過状態となり資金調達が困難となる。これに対し、既存債務がなければ、保険金は再建資金に充当できるし、不足資金の新規調達にかかる障害も相対的に軽微である。このように、二重債務問題は、毀損した資産に関して借入れが存することから生ずる問題であり、地震保険の有無は同問題の解決に中立的だから、その解消には追加的な支援が必要となる。しかし、政府は、こうした追加的支援には消極的な立場をとっており、阪神淡路・東日本の両巨大地震における事後的な公的支援は限定的なものに留まっている。

確かに事後的な救済の是非は難しい問題だが、二重債務の弊害を考えれば、事前に「自助努力で何らかの対策を講じようと思えば可能な制度」を公的に準備しておくことには十分な意味があるし、理論的にもそうした制度整備を通じて事前措置を促すことにより、事後の公的負担を減らすことができる。

こうした事前措置は、①激甚災害により担保資産が一定程度以上に毀損した場合にはその実損害とは無関係に残存債務の金額を填補する必要がある、②発生頻度は低いがいったん発生すると損害額が巨額となるため長期間にわたる時間軸において収支相等を図る必要がある、といった特殊性から、損害保険ではなくファイナイト的な要素を加味したインデックス型のリスクデリバティブによるべきである。ただし、投機性回避のためにそれ自身を独立の金融商品とはせずに融資契約の債務免除特約等とし、別途、それから生ずる金融機関のリスクポジションを金融商品取引清算機関にブーリングした上で、あらためて小口のリスク証券化商品（リスクワラント）等を通じて債務者自身や第三者に対して再々移転をするといった仕組みをとることが望ましい。

本報告は、こうしたリスクエクスチェンジ市場を現行法制下で構築する可能性について検討すると同時に、住宅金融支援機構の貸出残高に関する情報と地震調査研究推進本部の想定による今後30年間における地震発生確率を用いて、きわめておおざっぱではあるが、仕組みの経済性について一定の目安を示さんとするものである。